

3 2030 年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化、食品産業の強化

(1) 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の実施

現状

- 令和4(2022)年(1月～12月)の我が国の農林水産物・食品の輸出実績は、1兆4,148億円となり、過去最高を記録しました。平成30(2018)年から取組を開始したGFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)には、令和4(2022)年度末時点で東北の668農林水産物・食品事業者(全国7,492事業者)が登録されており、登録事業者の希望に応じて輸出訪問診断等を実施しています。

施策

令和4(2022)年5月に改正された「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(同年10月施行)及び同年12月に改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、マーケットインの発想で輸出に取り組む産地・事業者を重点的に支援しています。

農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組

輸出産地サポーター※を中心に、品目担当課、輸出促進課及び県拠点が連携を密にして、県及び輸出産地のヒアリングを通じて輸出産地の課題を明確化し、輸出事業計画の策定及び実施を支援しました。

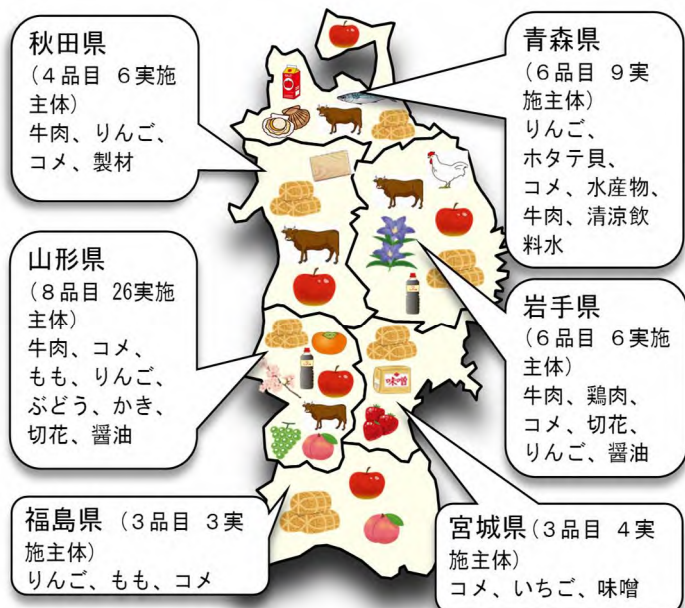
令和4(2022)年度までの輸出事業計画の認定状況は、牛肉、鶏肉、青果物、切り花、コメ、味噌・醤油等16品目で54実施主体(図表2-35)となっています。今後、輸出産地・事業者ごとの課題に応じたフォローアップに取り組むこととしています。

令和5(2023)年3月には、「令和4年度東北農政局輸出に取り組む優良事業者表彰」を実施し、(株)新澤醸造店に東北農政局長賞を授与しました。当該事業者は、サンフランシスコやロスアンゼルスなどにおいてアメリカのワインメーカーと共に大規模な試飲会を開催し、販路拡大に取り組むほか、

IWC(International Wine Challenge)において「Sake Brewery of the year」の受賞を契機に、ヨーロッパ圏への販路拡大を目指しています。

また、県外や海外の販売店、ディストリビューターとZOOMを活用した蔵の見学や勉強会を開催するほか、SNSで自社の活動などを精力的に発信するなど、新たなファン獲得に向けた取組などが高く評価されました。

図表 2-35 東北の輸出事業計画の認定状況
(2022年度末日時点)



東北農政局長賞受賞の様子
(株)新澤醸造店 川崎蔵

※ 輸出産地・事業者をサポートするため、食品事業者や商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として東北農政局に配置。

(2) 地理的表示(GI)保護制度の登録状況

現状

- 東北における「地理的表示(GI)保護制度※¹」の登録産品数は、令和4(2022)年度に新たに2産品(図表2-36)が登録され31産品(図表2-37)となりました。
- 全国では、42都道府県の126産品、2か国(イタリア、ベトナム)の3産品の計129産品が登録されています(令和5(2023)年3月31日時点)。

図表2-36 令和4(2022)年度に登録された東北のGI産品

伊達のあんぽ柿



たむらのエゴマ油



図表2-37 東北GI産品登録状況(令和5(2023)年3月31日現在)

県名	産品数	産品名 ※産品名の頭についている数字は「登録番号」
青森県	6産品	1. あおもりカシス、23. 十三湖産大和しじみ、52. 小川原湖産大和しじみ、75. つるたスチューベン、90. 大鰐温泉もやし、105. 清水森ナンバ
岩手県	7産品	28. 前沢牛、47. 岩手野田村荒海ホタテ、66. 岩手木炭、68. 二子さといも、73. 浄法寺漆、106. 甲子柿、114. 広田湾産イシカゲ貝
宮城県	3産品	31. みやぎサーモン、65. 岩出山凍り豆腐、104. 河北せり
秋田県	5産品	32. 大館とんぶり、51. ひばり野オクラ、60. 松館しほり大根、79. いぶりがっこ、93. 大竹いちじく
山形県	5産品	26. 米沢牛、30. 東根さくらんぼ、62. 山形セルリー、76. 小笹うい、99. 山形ラ・フランス
福島県	5産品	63. 南郷トマト、113. 阿久津曲がりねぎ、118. 川俣シャモ、123. 伊達のあんぽ柿、125. たむらのエゴマ油

資料：東北農政局作成

施策

登録を希望する産品を生産する生産者団体は、国に申請を行い、登録を受けることにより、登録内容に即して生産される産品(GI登録産品)に「地理的表示※²」及び「登録商標(GIマーク)※³」を使用することが可能となります。

このことにより、他産品との差別化が可能となるとともに、地理的表示の不正使用は行政が取締りを行うことから、訴訟等の負担なく地域産品のブランド価値を守ることにつながります。

令和4(2022)年11月には、GI保護制度の運用見直しが行われ、所得・地域の活力向上や輸出促進を更に後押しすることとし、加工品や海外志向の産品まで、多様な産品の登録につながるよう間口を広げるとともに登録前後の地域負担を軽減しています。また、市場においてGIのプロモーションを強化し、GIの認知・価値を高めていきます。



登録商標(GIマーク)

※1 「地理的表示(GI)保護制度」とは、その地域ならではの自然や歴史、文化、風習の中で育まれてきた品質や社会的評価などの特性を有する農林水産物・食品を国が登録し、その名称を地域の知的財産として保護するもので、平成27(2015)年6月1日に施行された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(GI法)に基づく制度である。

※2 「地理的表示」とは、農林水産物・食品等の名称であり、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称である。

※3 「登録商標(GIマーク)」は、GI法に規定されているもので、登録された産品の地理的表示と併せて付すことができ、GI法上登録された真正な地理的表示産品であることを証するものである。なお、GIマークは、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標として登録されている。